

令和 7 年度 第 1 回松伏町国民健康保険運営協議会

国民健康保険税の税率改定について

松伏町 住民ほけん課
令和 7 年 8 月 2 0 日

これまでの経緯

令和 6 年度運営協議会において

国民健康保険の制度改革に伴い、平成 30 年から埼玉県と市町村が共同で国保運営を行っている。県では、法定外繰入れの着実な解消や保険税水準の統一、医療費適正化の更なる推進を図るため、国保運営方針を策定した。

県運営方針では、令和 9 年度から準統一することができるよう取り組み、準統一を実現するため法定外一般会計繰入金等を令和 8 年度までに解消することとしている。

松伏町では、平成 28 年度の改定以後、基金を活用しながら税率改定を行わずに運営してきた。そこで、現在の税率で令和 9 年度までの町国保運営が可能かどうか検証したところ、現在ある基金を活用しても令和 8 年度には財源不足が生じる推計となったため、令和 6 年度運営協議会において、令和 7 年度から段階的な見直しが必要であるとの結論となったことから、令和 7 年度に均等割額を 1 万円引き上げる改定とした。

令和 8 年度の改定については、今後の納付金、医療費の推計や令和 8 年度からの子ども・子育て支援金の詳細が定まった後、改めて令和 7 年度に協議することが必要との認識となった。

1 松伏町の状況について

1) 国民健康保険特別会計の決算の状況

国民健康保険特別会計は、令和6年度は約8千万円の収支残高が生じ、表面的には黒字に見えますが、収入の中には一般会計や財政調整基金からの繰入金や前年度からの繰越金等が含まれており、それらを除いた実質的な単年度収支(※)では、令和3年度からは赤字の状況にある。

○歳入

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
国民健康保険税(a)		668,352	640,759	606,130	562,588
県支出金(b)		2,266,199	2,259,915	2,200,579	2,083,966
繰入金	他会計繰入金(c)	225,901	210,870	202,001	189,043
	うち、その他一般会計繰入金(d)	(50,000)	(40,000)	(30,000)	(20,000)
	基金繰入金(e)	102,165	103,603	71,948	83,960
繰越金(f)		163,916	158,139	126,291	78,034
その他(g)		18,025	17,440	11,542	11,013
歳入合計(A)		3,444,558	3,390,726	3,218,491	3,008,604

○歳出

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(見込)
総務費(h)	43,767	40,006	46,041	45,919
保険給付費(i)	2,213,696	2,204,426	2,141,640	2,007,665
国民健康保険事業費納付金(j)	848,256	865,895	841,707	811,186
保健事業費(k)	25,844	19,898	22,614	25,261
基金積立金(l)	117,716	106,472	56,295	17,702
その他	37,140	27,738	32,161	23,524
うち、一般会計繰出金(m)	(6,252)	(6,273)	(7,870)	(3,649)
歳出合計(B)	3,286,418	3,264,435	3,140,457	2,931,257

歳入歳出差引残高(A)－(B)	158,140	126,291	78,034	77,347
-----------------	---------	---------	--------	--------

実質的な単年度収支(※)	▲ 33,973	▲ 62,706	▲ 86,040	▲ 83,296
--------------	----------	----------	----------	----------

○千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しないことがあります。

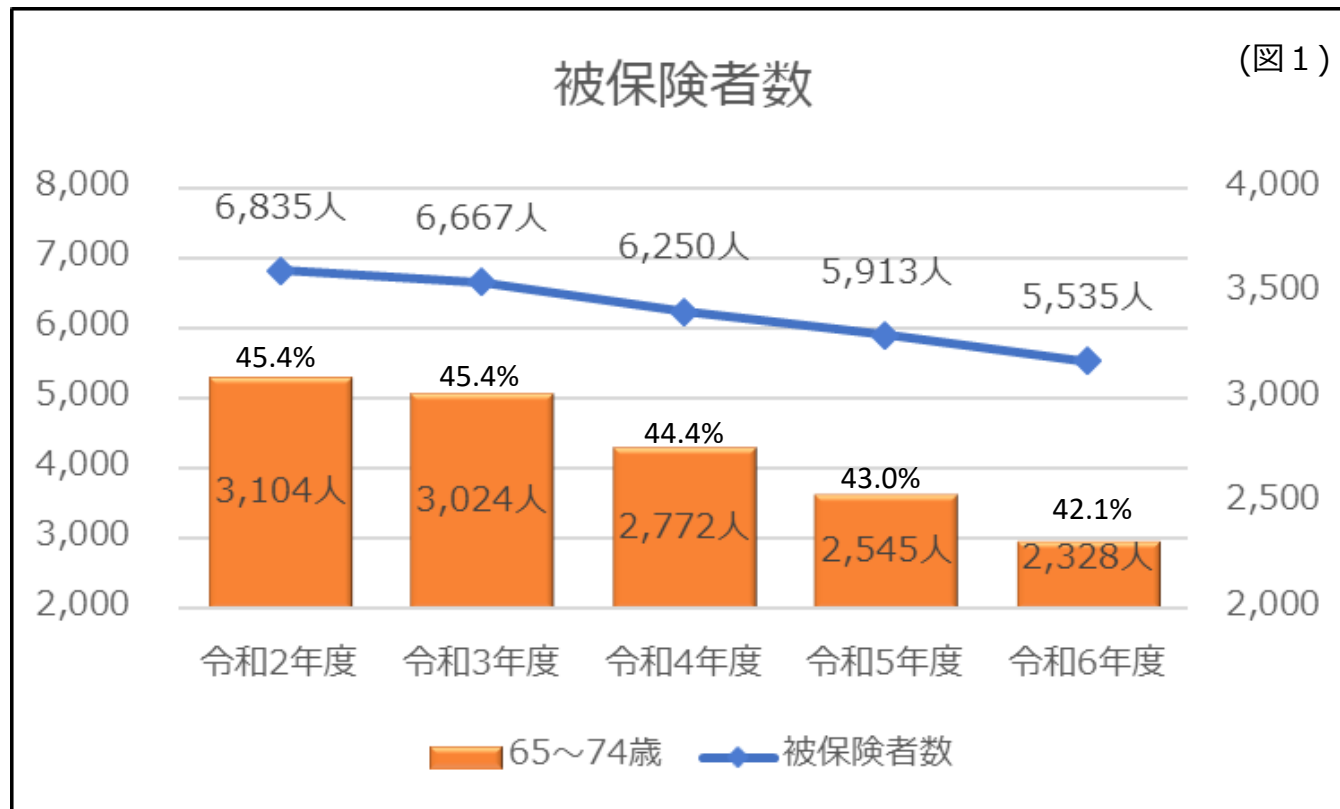
○実質的な単年度収支(※)は、歳入合計(A)から他会計繰入金(その他一般会計繰入金)(d)、基金繰入金(e)及び繰越金(f)を除いた額から、歳出合計(B)から基金積立金(l)及びその他(一般会計繰出金)(m)を除いた額を差し引いた金額。

(令和6年度の実質的な単年度収支計算例)

▲83,296千円＝(3,008,604千円－20,000千円－83,960千円－78,034千円)－(2,931,257千円－17,702千円－3,649千円)

2) 被保険者数の推移

- ・被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大等により、今後も減少が見込まれる。
- ・国民健康保険は定年退職者が多く加入するため、65歳以上の高齢者が多くの割合を占めている。
- ・団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行のため、令和4年度から令和6年度にかけて65歳以上の被保険者数の減少幅が大きい。（図1）



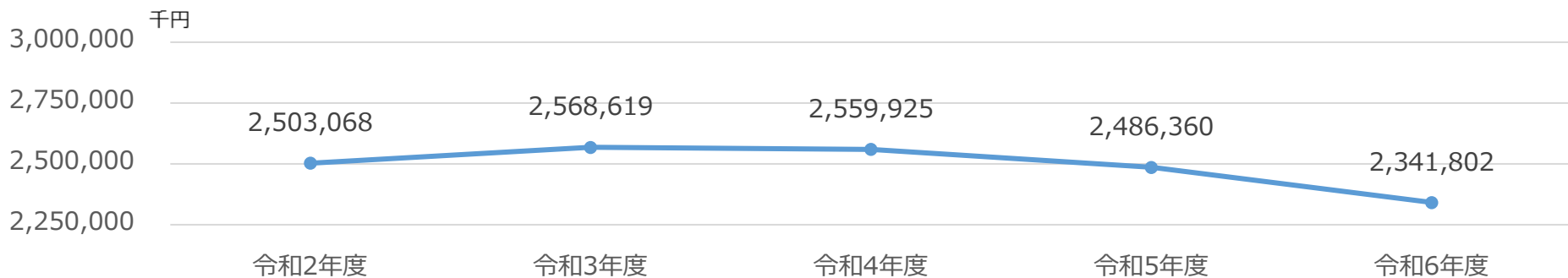
3) 医療費の状況

現在、医療費総額については減少傾向にあり、今後も被保険者数の減少に伴い、同様の傾向が続いていくものと見込まれる。（図2）

○医療費総額の減少

医療費総額

(図2)



被保険者数の減少に伴い、医療費総額は減少するものの、高年齢層の増加、医療の高度化等に伴い、一人当たり医療費は増加していくものと見込まれる。（図3）

○一人当たり医療費の増加

一人当たり医療費

(図3)



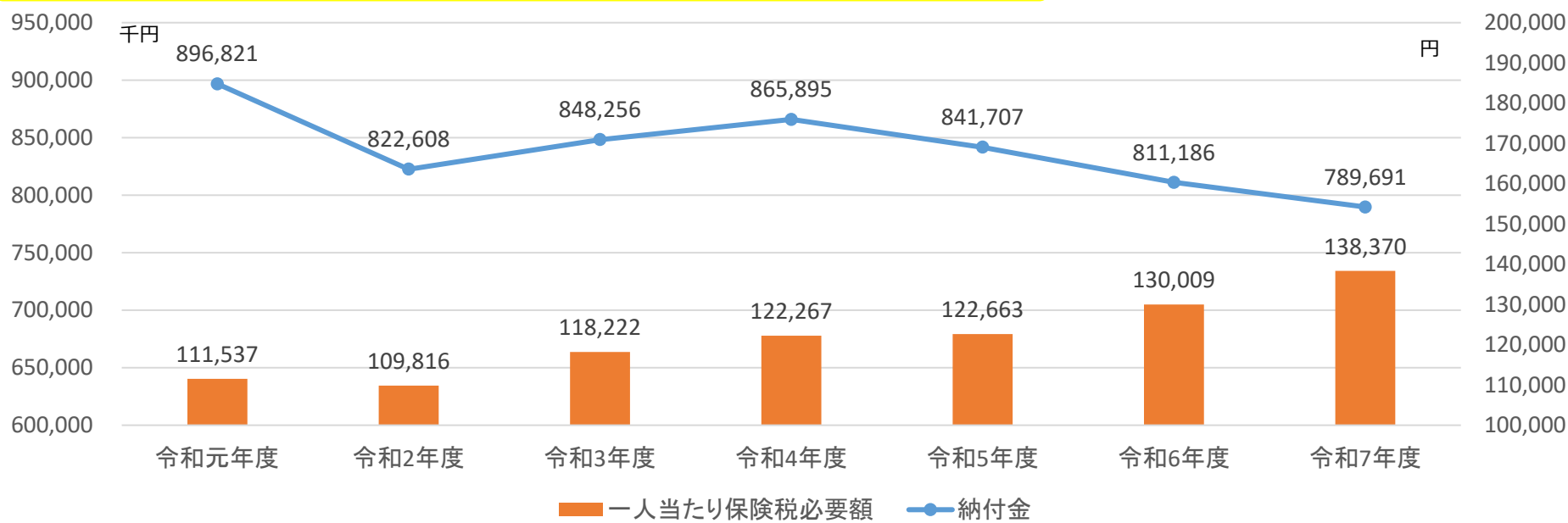
4) 国民健康保険事業費納付金

埼玉県から示される国民健康保険事業費納付金については、令和7年度は、被保険者の減少等により減少したところであるが、加入者の高年齢層の増加、医療の高度化等に伴い、一人当たり医療費は増加傾向にあります。

国保納付金については、国交付金等の精算等により、令和3年度、令和4年度のように減少から増加に転じるなど、その年によって増減することがある。また、令和6年度から激変緩和措置も終了となり、今後の見込みが難しい。(図4)

○国民健康保険事業費納付金と一人当たり保険税必要額の推移

(図4)



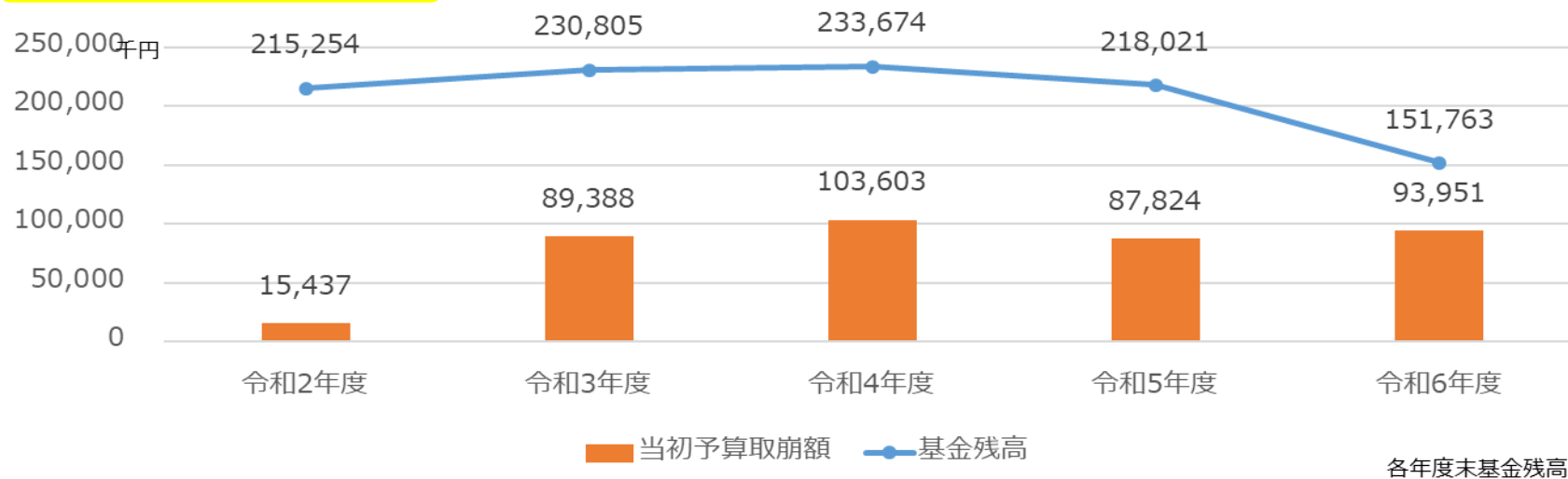
5) 国民健康保険財政調整基金の推移

令和6年度末における基金残高は、1億5,176万3千円です。令和6年度は繰越金等の減少が積立の減少の要因となり、基金が大きく減少しました。令和6年度当初予算では、9,395万1千円を基金から充てています。令和7年度当初予算では、財政調整基金から5,603万3千円を取り崩し財源としました。税率改定した影響もあり、取崩しは前年度に比べ大幅な減となっています。（図5）

○財政調整基金の推移

国民健康保険財政調整基金

(図5)



(千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当初基金残高	219,571	215,254	230,805	233,674	218,021
積立	22,872	117,716	106,472	56,295	17,702
取崩し	27,189	102,165	103,603	71,948	83,960
年度末基金残高	215,254	230,805	233,674	218,021	151,763

2 保険税率の状況について

1) 松伏町保険税率と標準保険税率

・松伏町の保険税率は、令和7年度に均等割額を1万円引き上げたが、令和9年度からの準統一保険税の目安となる市町村標準保険税率と比べ、大きな差がある。

		松 伏 町	令和7年度標準保険税率	標準保険税率との差異
所得割率	医療給付費分	7.80%	7.52%	+0.28%
	後期高齢者支援金等分	2.00%	2.75%	▲0.75%
	介護納付金分	1.60%	2.29%	▲0.69%
	合計	11.40%	12.56%	▲1.16%
均等割額	医療給付費分	37,400円	46,116円	▲8,716円
	後期高齢者支援金等分	10,400円	16,622円	▲6,222円
	介護納付金分	12,300円	16,512円	▲4,212円
	合計	60,100円	79,250円	▲19,150円

2) 標準保険税率の推移

- ・所得割及び均等割の合計は、年々上がっている。
- ・松伏町の保険税率は、令和7年度から均等割額を医療分6, 200円と支援金等分3, 800円の合計1万円引き上げた。

	医療分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分		計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
R2	6.35%	37,044円	2.46%	14,110円	2.03%	14,880円	10.84%	66,034円
R3	6.54%	38,470円	2.46%	14,313円	2.64%	19,272円	11.64%	72,055円
R4	6.74%	41,120円	2.42%	14,285円	2.57%	18,668円	11.73%	74,073円
R5	6.67%	40,292円	2.78%	16,279円	2.40%	17,440円	11.85%	74,011円
R6	7.03%	41,720円	2.86%	16,513円	2.36%	16,743円	12.25%	74,976円
R7	7.52%	46,116円	2.75%	16,622円	2.29%	16,512円	12.56%	79,250円
松伏町現行 税率 (R7～)	7.80%	37,400円	2.00%	10,400円	1.60%	12,300円	11.40%	60,100円

3) 令和7年度松伏町保険税率と標準保険税率による税額の比較

所得			0円				100万円				200万円				300万円			
世帯 人数	うち 介護 被保	うち 未就 学児	軽減	現行	標準税率	差 額	軽減	現行	標準税率	差 額	軽減	現行	標準税率	差 額	軽減	現行	標準税率	差 額
1人	0人	0人	7割	14,300円	18,700円	4,400円		103,600円	121,100円	17,500円		201,600円	223,800円	22,200円		299,600円	326,500円	26,900円
1人	1人	0人	7割	17,900円	23,600円	5,700円		125,000円	150,600円	25,600円		239,000円	276,200円	37,200円		353,000円	401,800円	48,800円
2人	0人	0人	7割	28,600円	37,500円	8,900円	5割	103,600円	121,100円	17,500円		249,400円	286,600円	37,200円		347,400円	389,300円	41,900円
2人	2人	0人	7割	35,900円	47,400円	11,500円	5割	125,000円	150,600円	25,600円		299,100円	355,500円	56,400円		413,100円	481,100円	68,000円
4人	2人	0人	7割	64,500円	85,100円	20,600円	5割	172,800円	213,400円	40,600円	2割	351,500円	424,200円	72,700円		508,700円	606,600円	97,900円
4人	2人	2人	7割	50,200円	66,300円	16,100円	5割	148,900円	182,100円	33,200円	2割	313,300円	374,000円	60,700円		460,900円	543,900円	83,000円

世帯主及び国保加入者の所得額の合計が一定基準以下の場合、均等割の金額が軽減されます。

軽減割合	世帯主及び加入者の所得額の合計
7割軽減	43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円以下の場合
5割軽減	43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円＋（30.5万円×加入者数）以下の場合
2割軽減	43万円＋（給与所得者等の人数－1）×10万円＋（56万円×加入者数）以下の場合

また、未就学児に係る均等割について、未就学児1人当たり5割を軽減しています。

4) 近隣市町の保険税率等の状況

- ・松伏町の国保税率は近隣市町と比較し、医療分の所得割と均等割が比較的高い。支援金分の所得割と均等割、介護分の所得割と均等割は低い。
- ・近隣市町において令和7年度に税率等を改正したのは、5市3町である。5市3町とも引き上げ改定となっている。

保険者名	医療分		支援金分		介護分		合計		改 正 内 容
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	
春日部市	7.65%	39,400円	2.53%	14,500円	2.11%	14,900円	12.29%	68,800円	改正実施
草加市	7.87%	37,000円	2.63%	11,600円	2.23%	13,500円	12.73%	62,100円	改正実施
越谷市	7.50%	31,900円	2.50%	11,500円	2.20%	12,000円	12.20%	55,400円	据置
八潮市	7.80%	35,000円	2.50%	15,000円	2.30%	14,000円	12.60%	64,000円	改正実施
三郷市	7.20%	32,800円	2.50%	11,600円	2.20%	13,700円	11.90%	58,100円	改正実施
吉川市	6.90%	37,000円	2.50%	11,000円	2.30%	14,000円	11.70%	62,000円	改正実施
宮代町	7.38%	40,000円	2.54%	14,400円	2.24%	15,700円	12.16%	70,100円	改正実施
杉戸町	6.70%	34,000円	2.70%	12,000円	2.40%	14,000円	11.80%	60,000円	改正実施
松伏町	7.80%	37,400円	2.00%	10,400円	1.60%	12,300円	11.40%	60,100円	改正実施
平 均	7.42%	36,056円	2.49%	12,444円	2.18%	13,789円	12.09%	62,289円	

5) 埼玉県内の保険税率等の状況（2方式）

- ・ 埼玉県内63市町村で賦課方式が2方式の市町村は、55市町村

所得割

○55市町村中11番目に低い税率 松伏町・・・11.40%

※参考

- ・ 一番低い税率・・・鳩山町 9.80%
- ・ 一番高い税率・・・久喜市 13.77%
- ・ 市町村平均・・・11.90%

均等割

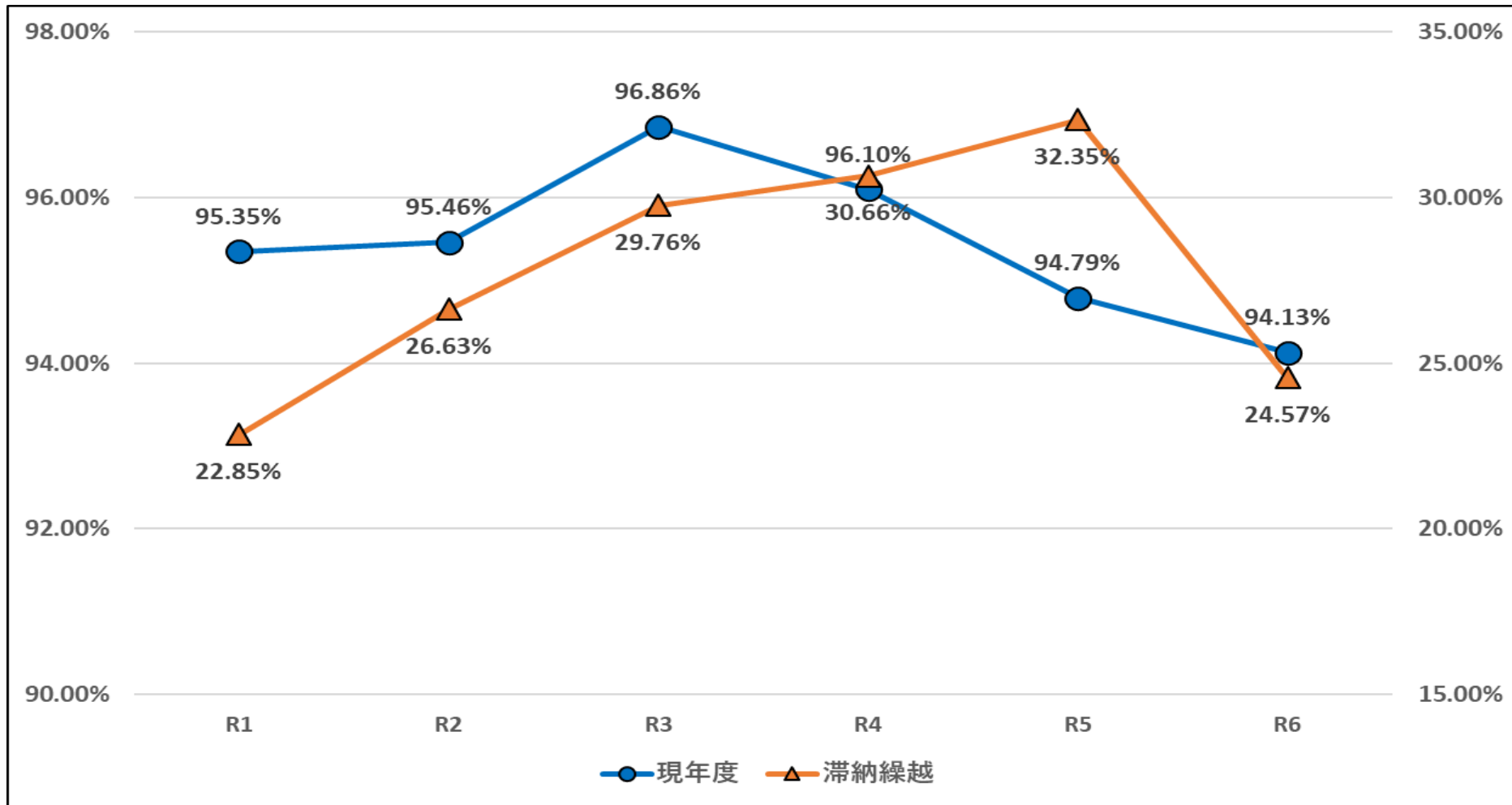
○55市町村中16番目に低い税額 松伏町・・・60,100円

※参考

- ・ 一番低い税額・・・和光市 48,000円
- ・ 一番高い税額・・・日高市 75,700円
- ・ 市町村平均・・・63,556円

6) 松伏町国民健康保険税の収納率の推移

- 松伏町の保険税収納率は、現年分、滞納繰越分ともに減少。
(現年度分) 令和5年度：94.79% ⇒ 令和6年度：94.13% (▲0.66ポイント)
(滞納繰越分) 令和5年度：32.35% ⇒ 令和6年度：24.57% (▲7.78ポイント)



7) 子ども・子育て支援金制度について

【子ども・子育て支援金制度の創設】

・「こども・子育て支援加速化プラン」における総額3.6兆円規模に及ぶ少子化対策の抜本的強化に当たり、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、**医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設**する。

・支援金は段階的に増額となり、**国全体で令和8年度6,000億円、令和9年度8,000億円、令和10年度1兆円規模**となる予定。

子ども・子育て支援金

納付

- ☒ 児童手当の抜本的拡充
- ☒ 妊婦のための支援給付
- ☒ こども誰でも通園制度 など

【国民健康保険税】

・国民健康保険税は、医療費に充てる「医療分」、後期高齢者医療制度を支援する「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者が納める「介護分」から構成され、これらに加え、**令和8年度の保険税からは新たに子ども・子育て支援金の賦課・徴収が必要**となる。

※18歳以下のこども分の均等割は全額軽減となる。

【被保険者への影響について（支援金の国の試算）】

・国の試算によると、国民健康保険の加入者一人当たり支援金額（平均月額）は、**令和8年度見込み額が250円、令和9年度見込み額が300円、令和10年度見込み額が400円**となる見込み。

3 令和8年度税率改定の今後のスケジュールについて

今後のスケジュール

令和7年 1 1月中旬 納付金の仮算定・標準保険税率の仮算定提示
■埼玉県から毎年この時期に仮算定が提示される



1 2月上旬 第2回国保運営協議会（予定）
■ 1 1月の納付金仮算定を受けて協議
・税率改定の必要性
・子ども・子育て支援金
※併せて、賦課限度額についても協議



令和8年 1月中旬 納付金の本算定・標準保険税率の本算定提示
■埼玉県から毎年この時期に本算定が提示される



（1月下旬 第3回国保運営協議会（予定））
■第2回協議会で改定の必要性がある場合に実施
・税率改定



2月中旬 第4回国保運営協議会（予定）
■当初予算



3月 3月議会に上程